

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 園芸畜産課 | 整理番号 | 29-2 |
|-------------------------|--|-------|------|------|
| 許認可等の種類 | 診療施設整備計画の変更の認定 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 獣医療法第14条第4項(平成4年5月20日 法律第46号) | | | |
| 許認可等の概要 | 都道府県計画に基づいて認定を受けた診療施設整備計画の変更の認定 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合はその理由) | <p>獣医療法第14条第4項及び獣医療法施行令(平成4年8月7日 政令第274号)第1条による。</p> <p>獣医療法 (診療施設整備計画の認定)</p> <p>第十四条 都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画(以下「診療施設整備計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 診療施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 診療施設の整備の目標 二 診療施設の整備の内容及び実施時期 三 診療施設の整備を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法 <p>3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、農林水産省令で定めるところにより、その診療施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであり、かつ、畜産業の振興に資するための診療施設の整備に係るものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、診療施設整備計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>獣医療法施行令 (診療施設整備計画の変更等)</p> <p>第一条 獣医療法(以下「法」という。)第十四条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る診療施設整備計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>2 法第十四条第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。</p> <p>3 都道府県知事は、法第十四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る診療施設整備計画(第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従って診療施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | 獣医療法、獣医療法施行令 | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 30日以内 (内訳) 経由機関 地域振興局農政課 (7日以内) 処分庁 園芸畜産課(23日以内) | | | |
| 期間の制定根拠 | — | | | |